

取手市告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、取手都市計画第一種市街地再開発事業を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年2月27日

取手市長 中 村



- 1 都市計画の種類  
市街地再開発事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
取手市新町二丁目の一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
取手市 都市整備部 都市計画課

取手都市計画第一種市街地再開発事業の決定について

(取手市決定)

取手都市計画第一種市街地再開発事業の決定（取手市決定）

都市計画取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称		取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業				
面積		約 0.5ha				
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		-	-	-	-	-
	公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
		-	-	-	-	
	下水道	公共下水道に接続				
その他の公共施設	-					
建築物の整備に関する計画	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
	建築面積	延べ面積	建築面積の割合	建築物の延べ面積の割合		
	約 2,700 m <sup>2</sup>	約 28,200 m <sup>2</sup> (約 23,600 m <sup>2</sup> )  ( )内は容積対象面積	約 5.5/10	約 48.2/10	住宅 商業 公共公益 駐車場	高度利用地区の制限内容 ・容積率の最高限度：50/10 以下 ・容積率の最低限度：20/10 以上 ・建蔽率の最高限度：8/10 以下 ・建築面積の最低限度：300 m <sup>2</sup> 以上 ・壁面の位置の制限：2m 以上
建築敷地の整備に関する計画	街区番号	建築敷地面積	整備計画			
	1	約 4,900 m <sup>2</sup>	壁面の位置の制限により歩行空間を確保するとともに、広場等の有効な空地を整備し、市街地の環境の向上を図る。			
住宅建設の目標	戸数	備考				
	約 250 戸	-				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は、計画図表示のとおり」

理由：取手駅北土地区画整理事業による都市計画道路等の都市機能の更新に併せて、敷地の共同化による土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、中心市街地における賑わい及び活力創出拠点の形成並びに、本市全体の魅力向上を目指すため、第一種市街地再開発事業の決定を行うものである。



都市計画区域

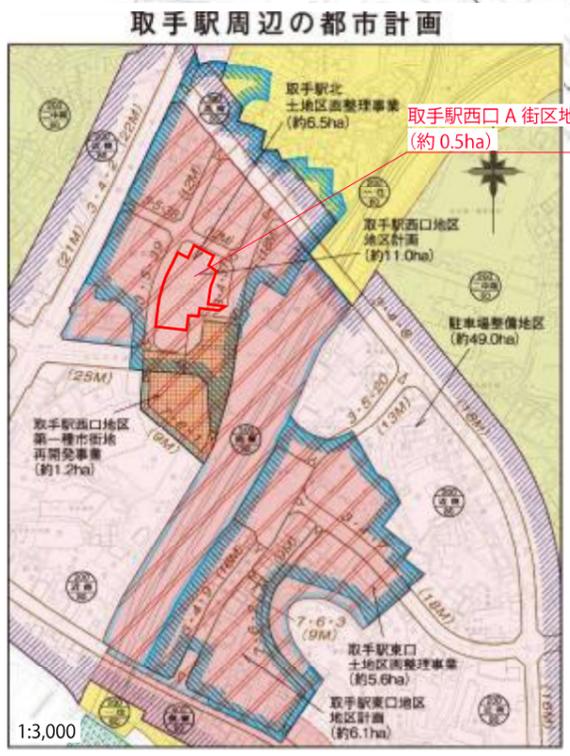
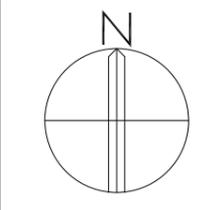
種別	面積	割合
第一種市街地再開発事業	0.5	0.003
第一種市街地	1,200	0.008
第二種市街地	1,500	0.010
第三種市街地	1,800	0.012
第四種市街地	2,100	0.014
第五種市街地	2,400	0.016
第六種市街地	2,700	0.018
第七種市街地	3,000	0.020
第八種市街地	3,300	0.022
第九種市街地	3,600	0.024
第十種市街地	3,900	0.026
第一種市街地再開発事業	0.5	0.003
第一種市街地	1,200	0.008
第二種市街地	1,500	0.010
第三種市街地	1,800	0.012
第四種市街地	2,100	0.014
第五種市街地	2,400	0.016
第六種市街地	2,700	0.018
第七種市街地	3,000	0.020
第八種市街地	3,300	0.022
第九種市街地	3,600	0.024
第十種市街地	3,900	0.026
第一種市街地再開発事業	0.5	0.003



### 取手市都市計画図

都市計画区域

種別	面積	割合
第一種市街地再開発事業	0.5	0.003
第一種市街地	1,200	0.008
第二種市街地	1,500	0.010
第三種市街地	1,800	0.012
第四種市街地	2,100	0.014
第五種市街地	2,400	0.016
第六種市街地	2,700	0.018
第七種市街地	3,000	0.020
第八種市街地	3,300	0.022
第九種市街地	3,600	0.024
第十種市街地	3,900	0.026
第一種市街地再開発事業	0.5	0.003
第一種市街地	1,200	0.008
第二種市街地	1,500	0.010
第三種市街地	1,800	0.012
第四種市街地	2,100	0.014
第五種市街地	2,400	0.016
第六種市街地	2,700	0.018
第七種市街地	3,000	0.020
第八種市街地	3,300	0.022
第九種市街地	3,600	0.024
第十種市街地	3,900	0.026
第一種市街地再開発事業	0.5	0.003



取手駅西口A街区地区第一種市街地再開発事業施行区域 (約0.5ha)

取手駅西口A街区地区第一種市街地再開発事業施行区域 (約0.5ha)

凡例

色	種別	色	種別
赤	第一種市街地再開発事業	黄	第一種市街地
橙	第二種市街地	緑	第二種市街地
黄	第三種市街地	青	第三種市街地
緑	第四種市街地	紫	第四種市街地
青	第五種市街地	黒	第五種市街地
紫	第六種市街地	白	第六種市街地
黒	第七種市街地	白	第七種市街地
白	第八種市街地	白	第八種市街地
白	第九種市街地	白	第九種市街地
白	第十種市街地	白	第十種市街地

地区名	取手駅西口A街区地区
面積	約0.5ha
理由	取手駅北土地区画整理事業による都市計画道路等の都市機能の更新に併せて、敷地の共同化による土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、中心市街地における賑わい及び活力創出拠点の形成並びに、本市全体の魅力向上を目指すため、第一種市街地再開発事業の決定を行うものである。

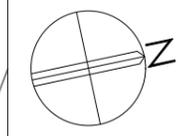


凡例

第一種市街地再開発事業施行区域 (約0.5ha)

0 200 400 600m

取手駅西口A街区地区第一種市街地再開発事業施行区域(約0.5ha)



凡例

— 第一種市街地  
再開発事業  
施行区域(約0.5ha)

取手都市計画 第一種市街地再開発事業

計画図  
S= 1/500

決定告示 年 月 日

